証券コード　3190
平成27年６月８日

株　主　各　位

宮城県仙台市太白区西多賀四丁目４番17号
株式会社ホットマン
取締役社長　伊藤　信幸

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記により開催致しますので、ご出席下さいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送下さいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時

２．場　　所　宮城県仙台市青葉区中央一丁目３番１号
ＡＥＲ（アエル）６階　仙台市情報・産業プラザ　セミナールーム（１）
（開催場所が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）

３．目的事項

報告事項　第41期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役５名選任の件

第３号議案　監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参下さいますようお願い申しあげます。

株主懇親会並びに粗品の配布等は予定しておりません。また、会場内の写真撮影並びに録音等につきましては、禁止とさせていただいておりますので、予めご了承いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.yg-hotman.com/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済環境は、政府の経済政策や金融緩和等を背景に円安及び株高が継続し、緩やかながらも景気回復への動きが見られました。その一方で、円安に伴う物価高による実質賃金の下落や、消費税率引き上げによる個人消費回復の鈍化により、消費マインドは低調に推移しております。また、世界各地における政情不安や景気の減速などの懸念材料もあり、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社の出店エリアにおきましても、経済政策の効果や復興需要を背景に景気が回復していくことが期待されるものの、地方における企業業績の回復はごく限られた範囲に留まったため、依然として厳しい状況が続いております。

そのような環境の中、当社におきましては、会社方針に「ホットマンは永遠の未完成企業〈未完成だから永遠にチャレンジができる〉」を掲げ、中期的な安定顧客の確保を目的に店舗の改装等を行うなどの積極的な営業活動を行って参りました。

平成26年４月に㈱千明カルチャーより仙台市宮城野区のTSUTAYA２店舗を譲り受け、７月に宮城県加美郡加美町にイエローハット１店舗、12月に茨城県常陸太田市にイエローハット１店舗の新規出店を行い、当事業年度末の店舗数は、イエローハットが82店舗（前事業年度末比２店舗増）、TSUTAYAが10店舗（前事業年度末比２店舗増）、ガリバーが３店舗、アップガレージが６店舗、ダイソーが２店舗、自遊空間が１店舗、宝くじ売場が５店舗、セガが１店舗の合計110店舗となりました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高は21,036百万円となり、前事業年度比1,701百万円（前事業年度比7.5%減）の減収となっております。経常利益につきましては、403百万円となり前事業年度比560百万円（前事業年度比58.1%減）の減益となりました。主な減益の要因は、売上高減少によるもの、電気料金の値上げによる費用の増加並びに既存店の改装や新規出店等の投資費用が増加したことによるものとなっております。当期純利益は101百万円となり、前事業年度比387百万円（前事業年度比79.3%減）の減益となっております。

セグメント別の業績は次の通りであります。

[イエローハット]

当社の主たる事業であるイエローハット事業におきましては、平成26年７月に宮城県加美郡加美町にイエローハット加美中新田店、12月に茨城県常陸太田市にイエローハット常陸太田店の新規出店を行いました。既存店においては店舗改装等を行い、接客力の向上や車検・整備を中心としたサービス部門等への注力をはかって参りました。平成26年３月の降雪により夏タイヤ需要の一部が同年４月にずれこんだこと並びに当社出店エリアにおける自動車の保有台数増加等に伴い、タイヤ販売は比較的順調に推移したものの、増税後の反動が長期化したことにより、カーナビゲーション等の高額商品を中心に売上高が大幅に落ち込みました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高16,565百万円（前事業年度比11.2％減）、セグメント利益（営業利益）は577百万円（前事業年度比49.1％減）となりました。

[TSUTAYA]

TSUTAYA事業におきましては、平成26年４月に㈱千明カルチャーより仙台市宮城野区のTSUTAYAヨークタウン新田東店とTSUTAYA田子店の２店舗を譲り受け、仙台バイパス沿線中心部のドミナント化を実現致しました。既存店においては、書籍売場を中心に店舗改装等を実施し、利便性の向上をはかって参りました。話題のタイトル商品の発売や書籍部門の堅調さにより、TSUTAYA事業全体としての売上高は順調に推移しました。また、前事業年度より継続中の利益向上を目的とした費用等の見直しにより、セグメント利益（営業利益）についても順調に推移しました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高2,707百万円（前事業年度比24.5％増）、セグメント利益（営業利益）は71百万円（前事業年度比51.7％増）となりました。

[その他]

アップガレージ事業におきましては、前事業年度より導入した「東京タイヤ流通センター」を中心とした新品タイヤ販売の増加や在庫の適正化により、売上高は比較的順調に推移しました。

ガリバー事業におきましては、増税後の反動により、買取・販売共に大きく販売予想を下回りました。なお、平成27年４月26日をもって、「ガリバー事業」を撤退し、新たに「カーセブン事業」を平成27年５月より開始することと致しました。

ダイソー事業におきましては、増税等の影響は少なく、お客様のニーズに合った高額商品の販売が好調で、売上高は順調に推移しました。

自遊空間事業におきましては、様々なサイトへの登録や入会無料キャンペーンが好評で、売上高は順調に推移しました。

宝くじ事業におきましては、当事業年度より導入されたワールドカップのサッカーを対象とした「toto」の販売が好調で、売上高は順調に推移しました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高1,763百万円（前事業年度比7.2%減）、セグメント利益（営業利益）は77百万円（前事業年度比35.8%減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施致しました設備投資の総額は334百万円（建設仮勘定を除く）であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次の通りであります。

なお、無形固定資産への投資額につきましては、重要性が乏しいため記載を省略しております。

ａ．イエローハット

当事業年度の主な設備投資は、新規出店に関わる建物の取得等を行ったものであり、その総額は287百万円であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

ｂ．TSUTAYA

当事業年度の主な設備投資は、新規出店に関わる建物の取得等を行ったものであり、その総額は22百万円であります。

なお、重要な除却又は売却はありません。

ｃ．その他

当事業年度の主な設備投資、並びに重要な除却又は売却はありません。

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、当社の所要資金として、金融機関より、長期借入金800百万円の調達を行っております。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 38 期 (平成24年３月期)	第 39 期 (平成25年３月期)	第 40 期 (平成26年３月期)	第 41 期 (当事業年度) (平成27年３月期)
売上高（千円）	23,901,986	22,931,125	22,737,903	21,036,416
経常利益（千円）	1,484,997	1,050,760	964,367	403,788
当期純利益（千円）	855,998	576,142	489,072	101,353
１株当たり当期純利益（円）	174.45	111.18	93.14	13.93
総資産（千円）	13,723,738	13,861,152	15,131,841	14,210,717
純資産（千円）	3,669,478	4,239,900	5,705,828	5,777,815
１株当たり純資産額（円）	711.48	818.12	784.25	794.15

（注）１．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

２．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

３．第39期の当期純利益が前事業年度に比べて減少した理由は、前事業年度の震災復興需要の反動減によるものであります。

４．第40期の当期純利益が前事業年度に比べて減少した理由は、電気料金の値上げや新規上場に伴う費用の増加等によるものであります。

５．第41期（当事業年度）の当期純利益が前事業年度に比べて減少した理由は、消費税増税に伴う消費動向の低迷による売上高の減少や既存店の改装・新規出店等の投資費用が増加したことによるものであります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社に親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

当社に子会社はありません。

③ その他の重要な企業結合等の状況

㈱イエローハットは、当社の議決権を15.1%所有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

(4) 対処すべき課題

当社においては「商人」というキーワードを基に、顧客の定着化をはかる取り組みをさらに強化して参ります。主なものとしては、整理・整頓・清掃・清潔・躾・先手の挨拶を総称した「６Ｓ」の徹底を行い、「気付き」を養うことで、接客対応の向上を目指して参ります。

そうした取り組みにより、冬季の需要期へ向けた顧客作りや内部体制の強化をはかって参ります。

また、女性の戦力化にも取り組んで参る所存です。当社における女性幹部社員の状況は、部長職１名、課長職３名、店長職１名、副店長職１名となっております。

中長期的な取り組みとして、女性社員の教育に注力し、幹部社員としての活躍の場を広げて参ります。

(5) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社は、㈱イエローハット、カルチュア・コンビニエンス・クラブ㈱等のフランチャイザー本部とフランチャイズ契約を締結し、フランチャイジーとして、カー用品販売・取付・車検・整備等の「イエローハット」、ＤＶＤ・ＣＤ等のレンタル・販売の「TSUTAYA」、中古車買取・販売の「ガリバー」、中古カー用品の買取・販売の「アップガレージ」、ダイソー商品販売の「ザ・ダイソー」、インターネットカフェの「自遊空間」を運営しております。また、宝くじの販売等を行う「宝くじ売場」、共同経営方式でアミューズメント施設の「セガ」を運営しております。

セグメント区分との関連は、次の通りであります。

事　　業	セグメント区分	事　　業　　内　　容
イエローハット	イエローハット	カー用品販売・取付・車検・整備等 （一部レンタカーの取扱）
TSUTAYA	TSUTAYA	ＤＶＤ・ＣＤ等のレンタル・販売
ガリバー	その他	中古車買取・販売
アップガレージ	その他	中古カー用品の買取・販売等 （一部新品カー用品の取扱）
ダイソー	その他	ダイソー商品販売
自遊空間	その他	インターネットカフェ
宝くじ	その他	宝くじの販売等
セガ	その他	アミューズメント施設の共同経営

平成27年３月31日現在で出店している店舗数は110店舗であり、主たる事業は「イエローハット」（店舗数82店舗）ですが、イエローハット事業以外にも様々な事業のフランチャイズ契約を締結し、「メガフランチャイジー」を志向しております。

当社の主たる出店地域は東北地区であり、福島県、宮城県、岩手県を中心に出店しているほか、長野県、茨城県、栃木県にも展開しております。

なお、平成27年４月26日をもって、ガリバー事業を撤退し、平成27年５月１日より、カーセブン事業（自動車の販売・買取等）を開始しております。

各地区における店舗数は以下の通りであります。

事　　業	長野地区	茨城地区	栃木地区	福島地区	宮城地区	岩手地区	合　　計
イエローハット	10	15	2	11	30	14	82
TSUTAYA	―	―	―	―	8	2	10
ガリバー	―	―	―	―	3	―	3
アップガレージ	―	―	―	1	4	1	6
ダイソー	―	―	―	―	2	―	2
自遊空間	―	―	―	―	1	―	1
宝くじ	―	―	―	―	5	―	5
セガ	―	―	―	―	1	―	1
合計	10	15	2	12	54	17	110

(6) 主要な事業所等（平成27年３月31日現在）

① 本社

宮城県仙台市太白区西多賀四丁目４番17号

② イエローハット事業

名　　称	所 在 地	名　　称	所 在 地
イエローハット飯田店	長野県飯田市	イエローハット常陸太田店	茨城県常陸太田市
イエローハット伊那店	長野県伊那市	イエローハット常陸大宮店	茨城県常陸大宮市
イエローハット諏訪インター店	長野県茅野市	イエローハット日立店	茨城県日立市
イエローハット岡谷店	長野県岡谷市	イエローハット高萩店	茨城県高萩市
イエローハット松本村井店	長野県松本市	イエローハット北茨城中郷店	茨城県北茨城市
イエローハット松本並柳店	長野県松本市	イエローハット城南店	栃木県小山市
イエローハット川中島店	長野県長野市	イエローハット宇都宮南店	栃木県宇都宮市
イエローハット長野東和田店	長野県長野市	イエローハット西若松店	福島県会津若松市
イエローハット若槻店	長野県長野市	イエローハット会津インター店	福島県会津若松市
イエローハット須坂店	長野県須坂市	イエローハット喜多方関柴店	福島県喜多方市
イエローハット鹿島店	茨城県鹿嶋市	イエローハット須賀川東店	福島県須賀川市
イエローハット藤代６号バイパス店	茨城県取手市	イエローハットフェスタ郡山店	福島県郡山市
イエローハット竜ヶ崎中根台店	茨城県龍ヶ崎市	イエローハット田村店	福島県田村市
イエローハット下妻店	茨城県下妻市	イエローハット二本松油井店	福島県二本松市
イエローハット総和店	茨城県古河市	イエローハット福島南町店	福島県福島市
イエローハット下館店	茨城県筑西市	イエローハット福島御山店	福島県福島市
イエローハット友部店	茨城県笠間市	イエローハット原町店	福島県南相馬市
イエローハット水戸南店	茨城県茨城郡	イエローハット相馬店	福島県相馬市
イエローハット水戸中央店	茨城県水戸市	イエローハット白石店	宮城県白石市
イエローハットひたちなか店	茨城県ひたちなか市	イエローハット角田店	宮城県角田市

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
イエローハット大河原店	宮城県柴田郡	イエローハット涌谷店	宮城県遠田郡
イエローハット岩沼店	宮城県岩沼市	イエローハット築館店	宮城県栗原市
イエローハット名取店	宮城県名取市	イエローハット登米南方店	宮城県登米市
イエローハット長町インター店	宮城県仙台市	イエローハット佐沼店	宮城県登米市
イエローハット南仙台店	宮城県仙台市	イエローハット石巻大街道店	宮城県石巻市
イエローハット西多賀店	宮城県仙台市	イエローハット石巻店	宮城県石巻市
イエローハット仙台やまとまち店	宮城県仙台市	イエローハット気仙沼店	宮城県気仙沼市
イエローハット仙台バイパス店	宮城県仙台市	イエローハット一関店	岩手県一関市
イエローハット仙台六丁の目店	宮城県仙台市	イエローハット水沢店	岩手県奥州市
イエローハット東仙台店	宮城県仙台市	イエローハット江刺店	岩手県奥州市
イエローハット宮城インター店	宮城県仙台市	イエローハット北上店	岩手県北上市
イエローハット長命ヶ丘店	宮城県仙台市	イエローハット遠野店	岩手県遠野市
イエローハット泉加茂店	宮城県仙台市	イエローハット花巻店	岩手県花巻市
イエローハット八乙女店	宮城県仙台市	イエローハット盛岡南店	岩手県盛岡市
イエローハット泉バイパス店	宮城県仙台市	イエローハット盛岡バイパス店	岩手県盛岡市
イエローハット多賀城店	宮城県多賀城市	イエローハット盛岡インター店	岩手県盛岡市
イエローハットしおがま店	宮城県塩釜市	イエローハット盛岡北店	岩手県盛岡市
イエローハット富谷店	宮城県黒川郡	イエローハット二戸店	岩手県二戸市
イエローハット吉岡店	宮城県黒川郡	イエローハット大船渡店	岩手県大船渡市
イエローハット加美中新田店	宮城県加美郡	イエローハット宮古店	岩手県宮古市
イエローハット古川店	宮城県大崎市	イエローハット久慈店	岩手県久慈市

③　TSUTAYA事業

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
TSUTAYA沖野店	宮城県仙台市	TSUTAYA古川バイパス店	宮城県大崎市
TSUTAYAやまとまち店	宮城県仙台市	TSUTAYA涌谷店	宮城県遠田郡
TSUTAYA仙台小田原店	宮城県仙台市	TSUTAYA築館店	宮城県栗原市
TSUTAYA新田東店	宮城県仙台市	TSUTAYA一関店	岩手県一関市
TSUTAYA田子店	宮城県仙台市	TSUTAYA水沢店	岩手県奥州市

④　その他事業

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
ガリバー大河原店	宮城県柴田郡	ザ・ダイソー角田店	宮城県角田市
ガリバー南仙台店	宮城県仙台市	ザ・ダイソー仙台柳生店	宮城県仙台市
ガリバー古川バイパス店	宮城県大崎市	ｽﾍﾟｰｽｸﾘｴｲﾄ自遊空間多賀城店	宮城県多賀城市
アップガレージ二本松店	福島県二本松市	セガワールド古川店	宮城県大崎市
アップガレージ仙台名取店	宮城県名取市	宝くじ売場　岩沼店	宮城県岩沼市
アップガレージ仙台店	宮城県仙台市	宝くじ売場　西多賀店	宮城県仙台市
アップガレージ仙台八乙女店	宮城県仙台市	宝くじ売場　宮城インター店	宮城県仙台市
アップガレージ石巻店	宮城県石巻市	宝くじ売場　多賀城店	宮城県多賀城市
アップガレージ盛岡インター店	岩手県盛岡市	宝くじ売場　しおがま店	宮城県塩釜市

(7) 従業員の状況（平成27年３月31日現在）

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
973（197）人	32.3歳	7.5年

セグメントの名称	従業員数
イエローハット	883 （ 20）人
TSUTAYA	19 （127）
その他	53 （ 43）
管理部門（共通）	18 （ 6）
合計	973 （197）

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含みます。）は、年間の平均人員の小数点以下第１位を四捨五入し（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社七十七銀行	1,085,000千円
株式会社商工組合中央金庫	832,800
株式会社三井住友銀行	440,000
株式会社日本政策投資銀行	373,000
株式会社みずほ銀行	362,500
株式会社秋田銀行	346,650
株式会社岩手銀行	310,000
株式会社東邦銀行	280,000
株式会社青森銀行	164,700
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	150,000

２．株式の状況（平成27年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　15,000,000株

(2) 発行済株式の総数　7,275,500株

(3) 株主数　5,701名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
ホットマン従業員持株会	1,235千株	17.0%
伊藤信幸	1,128	15.5
株式会社イエローハット	1,099	15.1
有限会社中原商事	350	4.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	259	3.6
株式会社日本政策投資銀行	250	3.4
株式会社ヨコハマタイヤジャパン	250	3.4
株式会社七十七銀行	150	2.1
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	150	2.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	136	1.9

（注）自己株式は保有しておりません。

(5) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

３．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	伊藤信幸	
専務取締役	柳田聡	管理本部長
取締役	畠山修	営業本部長
取締役	千葉勇	
常勤監査役	野村守正	
監査役	渡部卓男	
監査役	千葉健司	

（注）１．取締役千葉勇氏は、社外取締役であります。
２．監査役渡部卓男氏及び千葉健司氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役野村守正氏及び監査役渡部卓男氏は、金融機関の出身者で、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当社は、取締役千葉勇氏、監査役渡部卓男氏及び監査役千葉健司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

区分	対象となる役員の員数（人）	報酬等の額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）		
			基本報酬	賞与	役員退職慰労引当金繰入額
取締役 （うち社外取締役）	4 (1)	53,787 (600)	49,800 (600)	－ (－)	3,987 (－)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	6,201 (1,200)	6,000 (1,200)	33 (－)	168 (－)
合計 （うち社外役員）	7 (3)	59,988 (1,800)	55,800 (1,800)	33 (－)	4,155 (－)

（注）１．当事業年度末の取締役の員数は４名（うち社外取締役は１名）、監査役の員数は３名（うち社外監査役は２名）であります。
２．取締役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬限度額の範囲において、取締役会にて協議の上、個々の配分額を決定しております。なお、報酬限度額は、平成26年１月15日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内とすることが決議されております。
３．監査役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬限度額の範囲において、監査役相互の協議により、個々の配分額を決定しております。なお、報酬限度額は、平成26年１月15日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内とすることが決議されております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 千葉 勇	当事業年度に開催された取締役会１７回のうち全てに出席致しました。コンプライアンス等の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っております。
監査役 渡部 卓男	当事業年度に開催された取締役会１７回のうち１６回（９４．１％）に出席、監査役会１９回のうち１８回（９４．７％）に出席致しました。当社の財務並びにその計画について意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため発言を行っております。また、監査役会においても、同様に適宜発言を行っております。
監査役 千葉 健司	当事業年度に開催された取締役会１７回のうち１４回（８２．４％）に出席、監査役会１９回のうち１６回（８４．２％）に出席致しました。主に営業施策等に関する意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため発言を行っております。また、監査役会においても、同様に適宜発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役並びに社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令の定める最低責任限度額を限度として、賠償責任を限定するものとする契約を締結しております。

４．会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

内　　容	報　酬　等　の　額
公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	22,500千円
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の合計額	22,500

（注）１．当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確にしておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を致しました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定致します。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告致します。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定致します。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

５．業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下の通りであります。（最終改定　平成27年３月31日）

ａ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役は、コンプライアンスの確立が経営の根幹であることを深く自覚し、コンプライアンスに関する諸規程を率先して誠実に遵守する。また、『法令及び定款もしくは社内規程に違反する行為又は不正な行為（以下、「法令等違反行為」という。）』に対する取締役及び使用人の懲戒等の厳正化により、取締役及び使用人一人ひとりの自覚・自律性を高め、コンプライアンスの徹底をはかることとする。

・管理本部は、各部門のコンプライアンス活動を指導し、内部監査室は、各部門との連携を通じて、内部監査の実効性を確保する。

・当社の業務が適正に行われているか否かを、効果的かつ継続的にモニタリングするために、内部監査室を設置し、内部監査を実施する。

・社内における、組織又は個人による法令等違反行為に関する相談・通報を受け付ける社内通報制度を設置する。

・取締役は、重大な法令等違反行為に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告すると共に、遅滞なく取締役会において報告する。
使用人が重大な法令等違反行為に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに管理本部長に報告し、管理本部長は直ちに監査役に報告すると共に、遅滞なく取締役会において報告する。

・管理本部は、内部監査室と連携し、当社における法令等違反行為の原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて営業本部と連携し、再発防止策の展開等の活動を推進する。

・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断すると共に、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

ｂ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務の執行の適正に対する事後的なチェックを可能にすることを目的として、取締役会議事録等の取締役の職務執行に係る文書を社内規則に則り保存及び管理する。

・取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書取扱規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。

・株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。
・個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・営業本部及び管理本部は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
・管理本部は、営業本部が行うリスク管理を支援し、全社のリスク管理状況を横断的に確認する。
・営業本部及び管理本部は、自部門の業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施する。
・内部監査室は、営業本部及び管理本部が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整及び指示を行う。
・経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において審議する。
・営業本部及び管理本部は、当社の事業に関する重大なリスクを認識したとき又は重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係する管理本部担当者及び内部監査室にその状況を報告すると共に、特に重要なものについては、取締役及び監査役に報告する。
・大規模な事故、災害、不祥事等の緊急時の対応については、事業継続性を含めた有事の管理体制を整備する。

d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・取締役会は、原則として月１回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
・取締役会は、当社の中期経営計画並びに年度予算を決定し、その執行状況を監督する。
・取締役の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告する。
・取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの責任者及び責任の範囲、執行手続きの詳細について定める。

e．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役は管理本部長と協議し、必要な期間、必要な人員を配置する。

f．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

・管理本部長は、監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、及び懲戒処分にあたっては、監査役と事前に協議を行う。

g．監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査役の職務を補助すべき使用人については、監査役の必要とする期間におけるその他の業務等の軽減又は管理本部への人事異動を行い、その実効性の確保を行う。

h．取締役及び使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

・取締役は、監査役会に対して、法令等違反行為に関する報告・連絡・相談の状況を速やかに報告する体制を整備する。
・取締役及び使用人は、監査役から要求があり次第、自らの業務執行状況を報告する。
・代表取締役は、監査役との意思疎通をはかるため、定期的な会合を持つものとする。
・重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

i．監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・報告者が、監査役への報告により不利な処遇、評価を受けることを禁じる。ただし、虚偽報告に関しては、監査役と協議のうえ、法令及び定款並びに社内規程に従い処遇を決めるものとする。
・監査役は、報告者が監査役への報告により不利な処遇、評価を受けていると認識した場合は、顧問弁護士と連携し、会社側へ対し当該処遇の改めを求めるものとする。

j．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役の職務の執行について生ずる費用のうち、「旅費規程」に該当するものは、同規程に準じて前払又は償還を行う。
・上記を除く当該費用に関しては、管理本部長と協議のうえ、前払又は償還を行う。
・監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に関しては、当社を健全に維持するための必要経費であり、当社が負担するものとする。

k．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
・監査役に対しては、必要に応じた書類の閲覧を提供する。
・監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
・監査役は、月１回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うと共に、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

l．財務報告の適正性を確保するための体制
・内部監査室は、当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
・当社の各部門は、自らの業務の遂行に当たり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

６．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

７．剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社は、定款に中間配当を行うことができる旨を定めておりますが、剰余金の配当は当面「期末のみの年１回」を基本的な方針としており、会社法第459条の規定に基づき取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定めております。

(2) 当事業年度の配当

当事業年度の配当につきましては、年間配当として１株当たり10円（中間配当は行っておりませんので、全額期末配当となります。）とさせていただきます。

貸借対照表

（平成27年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**7,214,231**	**流動負債**	**5,459,442**
現金及び預金	676,154	買掛金	965,669
売掛金	470,167	短期借入金	2,300,000
商品	5,019,538	1年内返済予定の長期借入金	1,042,920
貯蔵品	1,409	1年内償還予定の社債	50,000
前払費用	143,709	リース債務	18,480
繰延税金資産	421,553	未払金	133,194
未収入金	434,635	未払費用	201,925
その他	47,122	未払法人税等	241,729
貸倒引当金	△60	未払消費税等	107,947
固定資産	**6,996,485**	前受金	41,836
有形固定資産	**4,943,507**	預り金	21,013
建物	2,403,772	賞与引当金	104,416
構築物	119,663	ポイント引当金	230,307
車両運搬具	18,305	**固定負債**	**2,973,459**
工具、器具及び備品	203,612	長期借入金	1,629,150
土地	1,861,666	リース債務	174,082
リース資産	115,591	退職給付引当金	802,549
建設仮勘定	220,896	役員退職慰労引当金	129,495
無形固定資産	**71,646**	資産除去債務	138,255
のれん	40,430	長期預り敷金保証金	94,975
その他	31,216	その他	4,953
投資その他の資産	**1,981,331**	**負債合計**	**8,432,902**
投資有価証券	137,065	（純資産の部）	
関係会社株式	204,089	**株主資本**	**5,635,843**
長期前払費用	75,375	**資本金**	**1,910,645**
繰延税金資産	271,028	**資本剰余金**	**500,645**
長期預金	17,550	資本準備金	500,645
敷金及び保証金	1,143,986	**利益剰余金**	**3,224,552**
リース投資資産	130,693	利益準備金	42,692
その他	1,542	その他利益剰余金	3,181,859
		特別償却準備金	11,677
		別途積立金	1,230,000
		繰越利益剰余金	1,940,182
		評価・換算差額等	**141,971**
		その他有価証券評価差額金	141,971
資産合計	**14,210,717**	**負債純資産合計**	**14,210,717**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**21,036,416**
売上原価		**12,287,972**
売上総利益		**8,748,443**
販売費及び一般管理費		**8,405,842**
営業利益		**342,601**
営業外収益		
受取利息	6,587	
受取配当金	5,885	
受取手数料	34,661	
受取賃貸料	53,364	
受取報奨金	9,715	
産業廃棄物収入	37,130	
その他	19,637	166,981
営業外費用		
支払利息	64,092	
社債利息	821	
賃貸収入原価	34,861	
その他	6,018	105,794
経常利益		**403,788**
特別損失		
減損損失	99,599	
固定資産除却損	1,169	100,769
税引前当期純利益		**303,019**
法人税、住民税及び事業税	241,125	
法人税等調整額	△39,459	201,665
当期純利益		**101,353**

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	1,910,645	500,645	500,645	42,692	14,596	1,230,000	1,917,787
会計方針の変更による累積的影響額							△9,123
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,910,645	500,645	500,645	42,692	14,596	1,230,000	1,908,664
当期変動額							
剰余金の配当				－			△72,755
当期純利益							101,353
特別償却準備金の取崩					△2,919		2,919
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	△2,919	－	31,518
当期末残高	1,910,645	500,645	500,645	42,692	11,677	1,230,000	1,940,182

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	3,205,077	5,616,368	89,460	89,460	5,705,828
会計方針の変更による累積的影響額	△9,123	△9,123			△9,123
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,195,953	5,607,244	89,460	89,460	5,696,705
当期変動額					
剰余金の配当	△72,755	△72,755			△72,755
当期純利益	101,353	101,353			101,353
特別償却準備金の取崩	－	－			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			52,511	52,511	52,511
当期変動額合計	28,598	28,598	52,511	52,511	81,109
当期末残高	3,224,552	5,635,843	141,971	141,971	5,777,815

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

主として売価還元法による低価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備は除く）は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	10～28年
構築物	10～20年
車両運搬具	２～６年
工具、器具及び備品	４～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法、また、のれんは５年の定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

契約期間等に応じた均等償却を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③ ポイント引当金

顧客のポイント使用による将来の負担に備えるため、当事業年度末の未使用残高に基づく負担見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に受取賃貸料と賃貸収入原価を計上する方法を採用しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更致しました。

退職給付会計基準の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が14,119千円増加し、利益剰余金が9,123千円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ12,292千円減少しております。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

定期預金	20,000千円
建物	675,064
土地	775,154
リース投資資産	93,276
計	1,563,495

② 担保に係る債務

買掛金	130,682千円
短期借入金	347,500
長期借入金（１年内返済予定分を含む）	1,435,500
１年内償還予定の社債	50,000
計	1,963,682

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 4,245,671千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び債務

① 短期金銭債権	484,348千円
② 長期金銭債権	322,213
③ 短期金銭債務	758,536

４．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高	10,216,594千円
販売費及び一般管理費	1,063,562

５．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　7,275,500株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年５月27日取締役会	普通株式	72,755	10	平成26年３月31日	平成26年６月30日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年５月21日取締役会	普通株式	利益剰余金	72,755	10	平成27年３月31日	平成27年６月９日

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等を中心に行っております。また、設備投資計画に照らして必要な資金、短期的な運転資金を金融機関からの借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに、非上場株式については発行会社の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に営業用店舗を賃借するために支払われたものであり、契約先の信用リスクに晒されております。

買掛金については、ほとんどが１ヵ月以内の支払期日であります。

借入金の使途は、運転資金（主に短期借入金）及び設備投資資金（主に長期借入金）であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ａ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

投資有価証券の非上場株式については定期的に発行会社の財務状況等の把握を行っております。

敷金及び保証金については、その契約にあたって事前に信用調査を行い、リスクの軽減をはかっております。

ｂ．市場リスク（株価や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券の上場株式については、定期的に時価の把握を行っております。

ｃ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

管理本部において、適時に資金繰り計画を作成・更新すると共に、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定については、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金及び預金	676,154	676,154	－
(2) 投資有価証券及び関係会社株式			
その他有価証券	307,955	307,955	－
(3) 敷金及び保証金	1,143,986	1,097,494	△46,492
資産計	2,128,096	2,081,604	△46,492
(1) 買掛金	965,669	965,669	－
(2) 短期借入金	2,300,000	2,300,000	－
(3) 長期借入金	2,672,070	2,679,448	7,378
負債計	5,937,739	5,945,118	7,378

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券及び関係会社株式　その他有価証券

これらの時価は、取引所の価格によっております。

(3) 敷金及び保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを国債利回り等、適切な指標により割り引いて算定しております。

負　債

(1) 買掛金及び(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金には、１年内返済予定の長期借入金を含めております。

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

２．非上場株式（貸借対照表計上額33,199千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 投資有価証券及び関係会社株式　その他有価証券」には含めておりません。

７．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
商品	279,407千円
退職給付引当金	266,767
ポイント引当金	76,554
有形固定資産	104,101
未払事業税	19,618
役員退職慰労引当金	43,044
資産除去債務	45,956
賞与引当金	34,708
その他	26,532
繰延税金資産小計	896,688
評価性引当額	△104,267
繰延税金資産合計	792,421
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△70,687
資産除去債務に対応する除去費用	△19,982
特別償却準備金	△6,006
建設協力金	△3,162
繰延税金負債合計	△99,840
繰延税金資産の純額	692,581

（注）当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産―繰延税金資産	421,553千円
固定資産―繰延税金資産	271,028

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.4%から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.2%に、平成28年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.5%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は44,588千円減少し、法人税等調整額が49,139千円増加しております。

８．関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社	㈱イエローハット	（被所有）直接 15.1% （所有）直接 0.3%	フランチャイザー仕入先	商品の仕入	10,216,594	買掛金	723,522
						未収入金	235,929
			クレジット債権の回収等	債権回収高 カード取扱手数料	4,859,182 150,281	売掛金	248,419
			土地建物の賃借	賃借料の支払	441,015	前払費用	39,595
						長期前払費用	12,162
						敷金及び保証金	322,213

（注）１．取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場価格等を参考にして、価格交渉の上で決定しております。

２．取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　794円15銭

(2) １株当たり当期純利益　13円93銭

10. その他の注記

記載金額の表示

記載金額のうち、千円単位のものは千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月19日

株式会社ホットマン
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　菅　博雄　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　谷藤雅俊　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ホットマンの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下の通り報告致します。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月20日

株式会社ホットマン　監査役会

常勤監査役　野　村　守　正　㊞

社外監査役　渡　部　卓　男　㊞

社外監査役　千　葉　健　司　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第２９条第２項及び第４０条第２項の一部を変更するものであります。

なお、定款第２９条第２項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

また、上記　会社法が施行され、条文の新設等に伴い、条数の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
（取締役の責任免除） 第２９条　（条文省略） ２．当会社は、社外取締役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。	（取締役の責任免除） 第２９条　（現行通り） ２．当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。
（監査役の任期） 第３３条　（条文省略） ３．会社法第３２９条第２項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ４．　（条文省略）	（監査役の任期） 第３３条　（現行通り） ３．会社法第３２９条第３項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ４．　（現行通り）

現行定款	変更案
（監査役の責任免除） 第４０条　（条文省略） ２．当会社は、社外監査役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。	（監査役の責任免除） 第４０条　（現行通り） ２．当会社は、監査役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。

（注）本議案が承認された場合には、当社は、監査役　野村守正氏との間で、責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため１名を増員し、社外取締役１名を含む取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	伊藤信幸 （昭和25年１月１日）	昭和50年１月　当社設立 代表取締役、現在に至る	1,128,030株
2	柳田聡 （昭和34年３月20日）	平成８年９月　当社入社 平成12年２月　営業本部営業部長 平成17年４月　取締役営業本部営業部長 平成18年４月　常務取締役営業本部長 平成18年６月　常務取締役第１営業本部長 平成19年10月　常務取締役管理本部長 平成24年１月　専務取締役管理本部長、現在に至る	17,731株
3	畠山修 （昭和36年１月16日）	平成10年４月　当社入社 平成16年１月　営業本部営業部長 平成18年６月　第１営業本部営業部長 平成22年７月　営業本部営業部長 平成25年９月　取締役営業本部長、現在に至る	3,100株
4	千葉勇 （昭和19年３月７日）	昭和37年３月　仙台信用金庫（現　杜の都信用金庫）入庫 平成26年１月　当社社外取締役、現在に至る	－株
5	※ 渡部卓男 （昭和22年９月22日）	昭和41年４月　仙台信用金庫（現　杜の都信用金庫）入庫 平成25年６月　当社社外監査役、現在に至る	－株

（注）１．※印は、新任取締役候補者であります。

２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．千葉勇氏は、社外取締役候補者であります。

(1) 同氏を、社外取締役候補者とした理由は、金融機関における長期の職務経験と、様々な役職を歴任し豊富な経験を有していることから、社外取締役として中立な立場から有益な監督を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

(2) 同氏は、当社との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令の定める最低責任限度額を限度として、賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

(3) 当社は、同氏を、東京証券取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

(4) 同氏の、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年５ヵ月となります。

４．渡部卓男氏は、現在、当社社外監査役の任期途中にありますが、本議案「取締役５名選任の件」が承認可決されることを条件に、同株主総会の終結の時をもって社外監査役を辞任予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

現在任期途中の、当社監査役渡部卓男氏が、本総会において、第２号議案「取締役５名選任の件」が承認可決されることを条件に、本総会の終結の時をもって監査役を辞任されます。つきましては、補欠として監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
小野寺　修一（おのでら　しゅういち） (昭和25年３月25日)	昭和43年３月　仙台信用金庫（現　杜の都信用金庫）入庫 平成26年７月　昇正工業株式会社　非常勤顧問、現在に至る	－株

（注）１．候補者並びに候補者が所属する昇正工業株式会社と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．小野寺修一氏は、社外監査役候補者であります。

(1) 同氏を、社外監査役候補者とした理由は、金融機関における長期の職務経験と、様々な役職を歴任し豊富な経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

(2) 同氏が選任された場合、当社と同氏との間で、責任限定契約を締結する予定であります。その契約の概要は次の通りであります。

・会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令の定める最低責任限度額を限度として、賠償責任を限定するものとする。

(3) 同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

３．同氏の任期につきましては、第２号議案が承認可決されることを条件に監査役渡部卓男氏の補欠として選任されることになるため、その任期は、当社定款の定めにより同監査役の任期の満了する平成28年３月期に係る定時株主総会終結の時までとなります。

以　上

メ　　モ

会　場　ご　案　内　図

ＡＥＲ（アエル）６階　仙台市情報・産業プラザ　セミナールーム（１）

宮城県仙台市青葉区中央一丁目３番１号

交通　JR仙台駅西口から徒歩３分

地下鉄仙台駅北８出口より徒歩３分



※　駐車場のご用意は致しておりませんので、ご了承下さいますようお願い申しあげます。